

甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日

産第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、本市の代表的な地場産品である宝飾品、ワイン、甲州印伝の認知度及び魅力の向上を図るため、日本人及び外国人観光客を対象とした、これらの魅力や文化の発信、観光、体験、買物等を盛り込んだ本市を巡るバスツアーの提供(以下「甲府市地場産品ツアー」という。)を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、甲府市地場産品ツアーを行う事業者であって、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業もしくは旅行業者代理業又は同法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するときは、補助対象者としなない。

- (1) 日本国内に営業所がないとき。
- (2) 甲府市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号から第3号の規定に該当するとき。

(補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる補助要件を全て満たすものとする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、補助対象事業を実施する日の30日前(その日が甲府市の休日定める条例(平成元年甲府市条例第13号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、当該休日の直前の休日でない日とする。)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 旅行業法第3条に規定する旅行業もしくは旅行業者代理業又は同法第23条に規定

する旅行サービス手配業の登録を受けた者と確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 第1項の規定により補助金の交付の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときはその内容を審査し、申請が適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定に基づく審査を行った結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、第5第2項ただし書の規定により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)について減額して交付申請がなされた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除額を減額するものとする。

(申請事項の変更)

第7 補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、第5に規定する補助金交付申請書の記載事項に変更が生じたときには、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金変更申請書(第2号様式)に、第5第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の変更決定)

第8 市長は、第7の規定による変更申請が適当と認めるときは、補助金の変更の決定を行い、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 交付決定者は、補助対象事業が終了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日まで、実績報告書(第3号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 支出に係る領収書の写し

- (3) ツアーの内容がわかる書類
 - (4) 補助対象事業の実施状況が分かる写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付決定者は、前項の実績報告を行うにあたり補助金に係る当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 市長は、第9の事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知する。

(交付方法)

- 第11 補助金は、第10の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとし、補助金額の確定の通知を受けた交付決定者は、速やかに甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第6の規定による補助金の交付決定後に概算払いをすることができる。
- 3 交付決定者は、前項の概算払いを受けようとするときは、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付請求書(概算払)(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第10の規定により確定した補助金の額が、第2項の規定により概算払いされた補助金の額に満たない場合は、その差額を返還させるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12 補助金の交付を受けた者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、報告書(第6号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合において、すでに補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(決定の取消)

- 第13 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
 - (2) 法令に違反したとき。
 - (3) 虚偽等不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が支払われているときは、補助対象者に対し、期限を定め

て当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象事業	補助要件	補助金の額
ツアーのうち 国内旅行に関するもの	(1) 催行人員が20名以上(添乗員、バス運転手等の業務員は除く。)のツアーであること。 (2) ツアーの出発地が、本市外であること。 (3) ツアー中に宝飾品、ワイン、甲州印伝に関係する甲府市内の施設や事業所等いずれか2つ以上を訪問するツアー又は甲府市内で行われる宝飾品、ワイン、甲州印伝のいずれかに関するイベントを訪問するツアーであること。 ただし、昇仙峡エリアを訪問するツアーについては、昇仙峡エリア以外の甲府市内の施設や事業所等を一つ以上訪問すること。 (4) 補助金の交付申請をした年度に催行し、終了するツアーであること。 (5) ツアーが、国、地方自治体及び学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。 (6) 特定の政治、宗教活動を目的としたツアーではないこと。	バス1台当たり 100,000円とし、1旅行者につき同一年度内において、訪日旅行に関するツアーと合わせて、300,000円を限度とする。この場合において、1旅行者の同一年度における申請の合計額が300,000円を超える場合には、当該申請に係る補助金の全部を交付しない。

<p>ツアーのうち 訪日旅行に関するもの</p>	<p>(1) ツアーの出発地が日本国外及び本市外であり、訪日外国人旅行者が20名以上(添乗員、バス運転手等の業務員は除く。)のツアーであること。</p> <p>(2) ツアー中に宝飾品、ワイン、甲州印伝に関係する甲府市内の施設や事業所等いずれか2つ以上を訪問するツアー又は甲府市内で行われる宝飾品、ワイン、甲州印伝のいずれかに関するイベントを訪問するツアーであること。ただし、昇仙峡エリアを訪問するツアーについては、昇仙峡エリア以外の甲府市内の施設や事業所等を一つ以上訪問すること。</p> <p>(3) 補助金の交付申請をした年度に催行し、終了するツアーであること。</p> <p>(4) ツアーが、国、地方自治体及び学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。</p> <p>(5) 特定の政治、宗教活動を目的としたツアーではないこと。</p>	<p>バス1台当たり 100,000円とし、1旅行者につき同一年度内において、国内旅行に関するツアーと合わせて、300,000円を限度とする。この場合において、1旅行者の同一年度における申請の合計額が300,000円を超える場合には、当該申請に係る補助金の全部を交付しない。</p>
------------------------------	---	---

第1号様式（第5関係）

年 月 日

（あて先）
甲府市長

所在地
事業者名
代表者 印

甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付申請書

このことについて、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - （1）事業計画書
 - （2）収支予算書
 - （3）旅行業法第3条に規定する旅行業もしくは旅行業者代理業又は同法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録をうけた事業者と確認できる書類
 - （4）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7関係）

年 月 日

（あて先）
甲府市長

所在地
事業者名
代表者 印

甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け産指令第 号で交付決定をうけた 年度甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金について、次の理由により補助金交付内容に変更を生じたので、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付変更額 円
- 4 関係書類（変更内容のわかるもの）

第3号様式（第9関係）

年 月 日

（あて先）
甲府市長

所在地
事業者名
代表者 印

甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け産指令第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて申請します。

- （1）収支決算書
- （2）支出に係る領収書の写し
- （3）ツアーの内容がわかる書類
- （4）補助対象事業の実施状況が分かる写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第11関係）

年 月 日

（あて先）
甲府市長

所在地
事業者名
代表者 印

甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け産指令第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱第11の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 円

第 5 号様式 (第 1 1 関係)

年 月 日

(あて先)
甲府市長

所在地
事業者名
代表者 印

甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付請求書 (概算払)

年 月 日付け産指令第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱第 1 1 の規定により、次のとおり概算払を請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 概算払の理由

第 6 号様式（第 1 2 関係）

年 月 日

（あて先）
甲府市長

所在地
事業者名
代表者 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け産指令第 号で交付決定を受けた 年度甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 甲府市地場産品バスツアー造成支援事業費補助金交付要綱第 1 2 に規定する額又は事業実績報告による精算額
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）
- 3 添付書類
2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が分かる資料